

令和 3 年第 2 回（6 月）

川口市議会定例会

一般議案（追加）

令和3年第2回（6月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第	92号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（I-A型））…	1
諮問第	1号	審査請求に対する裁決について……………	2

議案第 92号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 水槽付消防ポンプ自動車（I-A型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都千代田区外神田5丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 藤井利男
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 67,430,000円

令和3年6月16日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

諮問第 1 号

審査請求に対する裁決について

次のとおり退職手当支給制限処分の取消に係る審査請求に対する裁決をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により諮問する。

令和3年6月16日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

1 審査請求人

元事務職 主任

男性 47歳（当時）

2 審査請求年月日

令和2年8月18日

3 審査請求の趣旨

川口市長が令和2年5月28日付で審査請求人に対し行った、退職手当支給制限（全部）処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

4 審査請求の理由

- (1) 退職手当については、賃金の後払い的性格を有しており、その部分は本来的に非違行為があつたとしても支払うべきものである。そのため、賃金の後払い的性格を有する部分の不支給に関する行政庁の裁量は、極めて限定的に解すべきであり、非違行為が当該退職者の長年の勤続功労を抹消ないし減殺してしまうほどの著しく信義に反する背信性が認められるような場合に限られるべきである。
- (2) そして、その場合には当該退職者が占めていた職の職務及び責任、当該退職者の勤務の状況、当該退職者の在職歴等公務に対する貢献の度合い、当該退職者が行った非違行為の内容及び程度、当該非違行為に至った経緯、当該非違行為が公務の執行に及ぼす支障の程度、当該非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響等を勘案して判断すべきである。
- (3) 以上のとおり、本件非違行為が請求人の永年の勤続功労を全て抹消するほどの重大な背信的行為とは評価できず、賃金の後払いや生活保障といった性格を全て否定すべきものではなく、したがって本件処分は社会通念上著しく妥当性

を欠き、裁量権を逸脱又は濫用した違法不当なものであり、取り消されるべきである。

5 裁決の趣旨及び理由

本件処分について違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求を棄却する。